

サボり



8月は思うようにジョギングの練習を積むことができませんでした。

ジョギングは子どもが寝てからするようにしているのですが、夏休み中で普段よりも夜更かしをしていたため、ジョギングを断念せざるを得ない状況が多かったです。あとは、酷暑やオリンピック観戦、悪天候の影響も少なからずありました。

9月になれば新学期が始まって子どもの生活リズムが改善しますし、少しずつ涼しくなっていくと思いますので、来月からはストイックに頑張っていこうと思います。

10月末にハーフマラソンの大会に出場予定ですので、それまでに身体を仕上げていきたいです。

誘導尋問

誘導尋問とは、「はい」か「いいえ」で答えられるような質問のことをいいます。

証人尋問では原則として誘導尋問をすることはできません。証人の言葉で具体的な内容を説明しないと説得力がないのです。

「信号は何色でしたか？」という質問はOKですが、「信号は青色でしたか？」という質問はNGということになります。

法定相続情報証明制度

人が亡くなると、それに伴って様々な手続をする必要が出てきます。例えば、銀行口座の解約などです。その手続の際、亡くなった人の戸籍謄本（生まれてから亡くなるまで）や相続関係図の提出を要求されます。

手続をするのが一つのみであれば、取り寄せた戸籍謄本をそのまま利用しておしまいです。複数の手続をする必要がある場合、いったん提出した戸籍謄本が戻ってくるまで次の手続をすることができません。

そのような場合、法定相続情報一覧図というものを作成し、法務局で認証してもらうことで、戸籍謄本の代わりとして利用することができ、複数の手続を同時並行で行うことができます。この制度を利用したいと思ったことは何度かあるのですが、実際に利用したことはまだありません。いつか利用してみたいと思います。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗
〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F
TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377
URL <http://mo-law.net/>
営業時間：9:00～18:00（平日）
土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介 大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業
平成18年 司法研修所入所
平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）
東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所
平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え
眞鍋・大関法律事務所 開設
平成28年 取手駅前法律事務所 開設